

写

諮問第 35 号

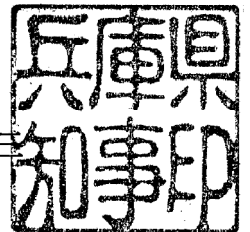
兵庫県環境審議会

兵庫県廃棄物処理計画の改定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 の規定に基づき、循環型社会形成の推進に向けた兵庫県廃棄物処理計画の改定について諮問します。

平成 28 年 7 月 29 日

兵庫県知事 井戸 敏三



〔諮問理由〕

廃棄物処理法が改正（平成 27 年 8 月）され、都道府県の廃棄物処理計画に災害廃棄物対策を盛り込むこととされた。

また、現行の兵庫県廃棄物処理計画（平成 25 年 3 月改定）において、「平成 32 年度を目標年度とし、社会経済情勢や環境問題の変化に適切に対応するため、平成 27 年度の状況を踏まえ見直す」としていることから、新たに平成 37 年度を目標年度とする計画を策定する。

については、新たな兵庫県廃棄物処理計画に定めるべき廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項等について、意見を求めるものである。